

兵庫県公報

平成23年5月27日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（水産課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第27号）

沿岸漁業改善資金助成法の施行に際してその細目を定める国の通知の一部改正に伴い、沿岸漁業改善資金のうち経営等改善資金の貸付けの対象、貸付限度額等について所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月27日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第27号

兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年兵庫県規則第114号）の一部を次のように改正する。

別表第1 操船作業省力化機器等設置資金の項経営等改善資金の種類欄「設備に」を「設置に」に改め、同項貸付けの対象欄(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) サイドスラスター

別表第1 操船作業省力化機器等設置資金の項貸付限度額欄「50万円」の右に「、サイドスラスターを設置する場合にあっては1台につき400万円」を加え、同表漁ろう作業省力化機器等設置資金の項貸付けの対象欄及び貸付限度額欄を次のように改める。

次に掲げるものを設置する費用	500万円（動力式つり機を設置する場合にあっては1台につき500万円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合にあっては1台につき120万円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合にあっては1台につき120万円、巻取りウインチを設置する場合にあっては1台につき500万円、放電式集魚灯を設置する場合にあっては1セットにつき200万円、漁業用クレーンを設置する場合にあっては1台につき400万円、漁獲物等処理装置を設置する場合にあっては1台につき500万円、海水冷却装置を設置
(1) 動力式つり機	
(2) ラインホーラー等の揚縄機	
(3) ネットホーラー等の揚網機	
(4) 巻取りウインチ	
(5) 放電式集魚灯	
(6) 漁業用クレーン	
(7) 漁獲物等処理装置	
(8) 海水冷却装置	
(9) 海水殺菌装置	
(10) 漁業用ソナー	
(11) カラー魚群探知機	
(12) 潮流計	

する場合にあっては1台につき180万円、海水殺菌装置を設置する場合にあっては1台につき300万円、漁業用ソナーを設置する場合にあっては1台につき500万円、カラー魚群探知機を設置する場合にあっては1台につき150万円、潮流計を設置する場合にあっては1台につき500万円)

別表第1 補機関等駆動機器等設置資金の項貸付限度額の欄中「100万円」を「500万円」に改め、同表乗組員安全機器等設置資金の項貸付けの対象の欄中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を削り、同項貸付限度額の欄中「、滑り止め」及び「、船上トイレを設置する場合にあっては30万円」を削り、同項償還期間等の欄中「転落防止用手すり、滑り止め、安全カバー装置又は揚網機安全装置を設置する場合にあっては」及び「、船上トイレを設置する場合にあっては3年以内」を削り、同表救命消防設備購入資金の項貸付けの対象の欄中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)及び(4)を削り、(5)を(2)とし、(6)を(3)とし、(7)を(4)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 小型漁船緊急連絡装置

別表第1 救命消防設備購入資金の項貸付限度額の欄中「膨張式救命いかだを購入する場合にあっては50万円、救命胴衣、救命浮環、救命浮輪、信号紅炎」を「救命胴衣」に改め、「65万円」の右に「、小型漁船緊急連絡装置を設置する場合にあっては1件につき130万円」を加え、同項償還期間等の欄中「膨張式救命いかだ、救命胴衣、救命浮環、救命浮輪、信号紅炎」を「救命胴衣」に、「又はレーダートランスポンダ」を「、レーダートランスポンダ又は小型漁船緊急連絡装置」に改め、同表漁船転覆防止機器等設置資金の項貸付けの対象の欄中(2)及び(3)を削り、(4)を(2)とし、同項貸付限度額の欄中「、甲板口のコーミング又は甲板口の閉鎖装置」及び「それぞれにつき」を削る。

別表第3中「及び第7条」を「、第7条」に改め、同表漁業経営開始資金の項貸付けの対象の欄中「餌料」を「餌料」に改め、同項貸付限度額の欄中「漁業共同改善計画」の右に「(青年漁業者等が組織する団体による漁業経営の改善のための取組に関する計画をいう。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付ける沿岸漁業改善資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。